

国立大学法人東京科学大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第6条（不当な差別的取扱いの禁止）及び第7条（合理的配慮の提供）に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに関する例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）

（以下、例示）

1 共通項目

- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 障害があることを理由に行事、研修、説明会、シンポジウム等への出席を拒否すること

2 職員に関すること

- 障害があることを理由に職員採用試験への応募を拒否すること
- 障害があることを理由に入職を拒否すること
- 障害があることを理由に業務上の指導を拒否すること
- 障害があることを理由に職員宿舍への入居を拒否すること
- 障害があることを理由に教員個人評価や人事評価等の成績に差をつけること

3 学生及び受験生に関すること

（共通事項）

- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

（学生に関すること）

- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理

由で、障害のある学生の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること

(受験生に関すること)

- 障害があることを理由に出願（受験）を拒否すること
- 障害による受験上の配慮申請を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること

4 患者に関すること

- 障害があることを理由に窓口対応を拒否すること
- 障害があることを理由に対応の順序を劣後させること
- 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒否すること
- 診療・事務の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に来訪の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付すこと

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

(以下、例示)

- 実習において、アレルゲンとなる材料を使用するなど、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害者に対し、アレルゲンとならない材料に代替し、別の部屋で実習を設定すること

第2 合理的配慮に関する例（第7条関係）

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例はあくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

(以下、例示)

1 共通事項

- 視覚障害者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること、その際、同性の教職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内すること

2 職員に関すること

- 移動の支障となるものを通路に置かない、机の配置や打合せ場所を工夫する等により職場内での移

動の負担を軽減すること

- 移動に困難のある職員のために、業務上頻繁に使用するフォルダや書類を当該職員の座席に近い位置または取り出しやすい場所に収納すること
- 障害特性により、業務中、頻回に離席の必要がある職員について、座席位置を出入り口の付近に確保すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、保健管理センター内の休憩室の利用を推奨すること
- 雇入れ前に施設内の見学の申し出がある場合にはそれを認め、危険箇所やその対応案についての確認を行うこと
- 重量物の取扱いや電話対応、窓口対応等、障害により対応することが困難な業務については、担当としない等の配慮を行うこと。ただし、職場環境や業務内容に慣れた場合等本人の状況を見ながら、困難な業務であると決め付けずに作業前に本人に確認を行うこと。
- 処理時間に余裕のある業務を担当してもらうこと。また、本人の状況を見ながら業務量等を調整すること
- 視覚障害のある職員のパソコンに音声読み上げのソフトウェアを導入すること

3 学生及び受験生に関すること

(共通事項)

- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること

(学生に関すること)

- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生と同様利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生のために、車両での入構及び普段よく利用する教室に近い位置に専用の駐車場を確保すること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生について、座席位置出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること

(受験生に関すること)

- 車椅子利用者、若しくはその他障害者に対し、出入口に近い座席、最前列等の希望する場所に座席を変更し受験させること
- 障害のある受験者に対し、希望があれば他の受験者と別室で受験を許可すること

4 患者に関すること

- 杖・車椅子・歩行補助車等利用者のため、可能な限り病院敷地内のバリアフリー化に努めること

- 病院入口付近に車椅子置場を配置すること
- 待合室のテレビは常に字幕表示を行うこと
- 複数個所にストレッチャー（担送車）を配備すること
- 病院敷地内のスロープに手摺りを設置すること
- 肢体が不自由な方のため、記帳台付近に椅子を用意すること
- 配架棚の高いところに置かれたパンフレット等を取って渡すこと
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりすること
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、待合室等の座席位置を扉付近にすること
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難な場合には、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設けること
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を抑えたり、バインダー等の固定器具を提供したりすること

（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例）

（以下、例示）

1 職員に関すること

- 部署内の情報共有や連絡事項については、口頭だけでなくメールや文書等を用いて行なうこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す職員等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行なうこと
- 障害のある教職員で、視覚情報が優位な者に対し、業務フローや作業手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 本人のプライバシーに配慮した上で、他の職員に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること
- 体調不良のため出勤できない日が続く場合には、人事労務課職員や産業医との面談の提案を行なうこと

2 学生及び受験生に関すること

（共通事項）

- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- 間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合は、より直接的で伝わりやすいような・論理的な表現を使い、短いセンテンスで説明すること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと

（学生に関すること）

- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、授業内での指示や事務的な手続き・申請の手順を文字やイラスト等で視覚的に明示し、わかりやすく伝えること
- 定期試験において、注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく文書や黒板に書いて示すなど、視覚的な情報として伝達すること
- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノート

テイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと

- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いるもしくは内容が理解できる資料等を提供すること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること

(受験生に関すること)

- 入学試験において、注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく文書や黒板に書いて示すなど、視覚的な情報として伝達すること

3 患者に関すること

- 病院玄関付近に複数名の案内担当者を配置すること
- 耳の不自由な者に対し筆談対応が可能であることの掲示を行い、その対応にあたること
- 視覚や移動に障害のある方には、必要に応じて職員が院内を付き添い移動すること
- 病院職員が障害のある患者を病院情報システム等で情報共有し、誰でもが臨機応変に対応できるようにすること
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す患者については、発言をゆっくり復唱し確認する、場合によっては筆談にて訴えを聴取する等必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- 医療費支払時において、通常は受付番号を掲示板に表示させることで計算が終了したことを患者に伝えているが、視覚障害の方についてはマイクで名前を呼ぶこと
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること（診療の流れ、平面図を用いた場所の説明など）
- 意思の表明が困難な精神障害（発達障害を含む。）等を有する患者については、病院職員が常に気を配り、言動に変わった点があれば直ちに医師等と連携して患者の訴えを聞き、対応にあたること。また、患者の家族や介護者等の生活支援者に協力を仰ぎ、患者と適切なコミュニケーションを図ること
- 筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いること
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認すること
- 駐車場などで通常、口頭で行なう案内を、紙にメモをして渡すこと
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりすること
- 知的障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応すること。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを必要に応じて適時に渡すこと。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

(以下、例示)

1 職員に関すること

- 職員採用試験において、個々の職員の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室試験や支援機器の利用を認めたりすること
- 教員個人評価や人事評価において、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 就業時間中や研修、説明会等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 出退勤時の混雑による危険を避けるため、本人の希望をもとに出退勤時刻を調整すること。また、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院や体調に配慮すること

2 学生及び受験生に関すること

(共通事項)

- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

(学生に関すること)

- 定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、拡大文字の使用を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 移動に困難のある学生に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- 外国語のリスニングが難しい学生について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- 障害のある学生が参加している実験・実習等において、介助者等の参加や支援学生の配置を認めること
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることに難しい学生に、板書を写真撮影することを認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある学生に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること
- 障害の程度の悪化、通院等により、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期

限の延長を認めること

- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- 病気療養等で学習空白が生じる学生に対して、ICTを活用した学習活動や補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること

(受験生に関すること)

- 入学試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、拡大文字の使用を認めたりすること

3 患者に関すること

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替えること
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること
- スクリーン等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保すること
- 敷地内の駐車場等において、障害者の来訪が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更すること
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備すること
- 受付窓口障害者等のための優先レーンを設け、別窓口で優先的に対応できるようにすること
- 特別な配慮や補助が必要な場合には、医療情報システムに備考としてコメントを残し、今後どの職員でも同様に対応できるようにすること

第3 合理的配慮の提供義務違反に該当し得る例

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること
- 自由席で開講している授業において、弱視の学生等からスクリーンや板書等がよく見える席での受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せず、一律に「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること
- 視覚障害者が、点字ブロックの無いイベント会場内の移動に必要な支援を求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、参加や支援を断ること

- 学生等が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室など代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること

（合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例）

（以下、例示）

- オンライン授業の配信のみを行っている場合に、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた際、字幕や音声文字変換システムの利用など代替措置を検討したうえで、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備を有していないことを理由に、当該対応を断ること（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）
- 図書館等において、混雑時に視覚障害者から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）
- 発達障害等の特性のある学生から、得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位として認定してほしい（卒業要件を変更して単位認定をしてほしい）と要望された場合、不得意科目における環境調整や受講方法の調整などの支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、自大学におけるディプロマ・ポリシーに照らし、教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたることから、当該対応を断ること（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）

さらに、環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

（合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例）

（以下、例示）

- 障害者差別解消の推進を図るための教職員への学内研修を実施（環境の整備）するとともに、教職員が、学生一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと（合理的配慮）
- エレベーターの設置といった学内施設のバリアフリー化を進める（環境の整備）とともに、肢体不自由のある学生等が、実験室等で実験実施の補助を必要とした際に、その補助を行うこと（合理的配慮）
- 障害者から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続きにおける適切な代筆の仕方について研修を行う（環境の整備）とともに、障害者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら担当者が代筆すること（合理的配慮）
- オンラインでの申込手続きが必要な場合に、手続きを行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手続きに際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う（合理的配慮）とともに、以後、障害者がオンライン申込みの際に不便を感じることをないように、ウェブサイトの改良を行うこと（環境の整備）
- 講演会等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする（環境の整備）とともに、申し出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること（合理的配慮）

附 則

この留意事項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。